

佐賀県告示第 108 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 4 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 武雄福富線	杵島郡白石町大字大渡字下一本松 608 番 1 地先から 杵島郡白石町大字大渡字下一本松 603 番 1 地先まで 杵島郡白石町大字馬洗字神辺 857 番 3 地 先から 杵島郡白石町大字馬洗字馬田 356 番 2 地 先まで	令和 2. 4. 1
県道 白石大町線	杵島郡白石町大字湯崎字湯崎 794 番地先 から 杵島郡白石町大字大渡字下一本松 596 番 1 地先まで	令和 2. 4. 1
県道 武雄白石線	杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 2400 番 1 地先から 杵島郡白石町大字馬洗字上黒木 2381 番 1 地先まで	令和 2. 4. 1